

令和3年度 第2回磐田市多文化共生社会推進協議会 摘録

日 時	令和3年9月16日（木）午後7時00分～9時00分
場 所	磐田市役所西庁舎1階 Web会議室
出席委員	池上 重弘会長、玉田 文江委員、藤田 允委員、川原 利彦委員 渡邊 カルロス委員、平野 利直委員、松下 晴彦委員、青島 彰委員 相川 アンジェラ委員、小沼 裕樹委員、松尾 真里委員、 高橋 ロウエナ委員、薛 堅委員、田中 琢問委員、
事務局	地域づくり応援課 課長補佐、職員3人
オブザーバー	学校教育課（勝又） 多文化交流センター（杉田、山田）

[会議内容]

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 今後のスケジュールについて
- (2) 第1回協議会の振り返り
- (3) 第4次多文化共生推進プラン体系図（案）説明

4 協議事項（ワークショップ形式）

- (1) プラン体系図（案）の見直し
- (2) 具体的施策別の取組み内容の検討

5 閉会

[資料内容]

- 【資料 1】 第4次多文化共生社会推進プラン策定スケジュール（案）
- 【資料 2】 第4次多文化共生社会推進プランの骨組み
- 【資料 3】 第4次多文化共生社会推進プラン体系図（案）
- 【資料 4】 第4次プランの具体的施策と内容・方向性（案）
- 【資料 5】 第3次プランの具体的施策と内容・方向性の削除・修正表
- 【資料 6】 第4次プランの具体的施策に基づく具体的な取組内容（案）

[会議概要摘録]

1 開会（事務局）

会議の開催形式変更の挨拶

- ・緊急事態宣言の発令もあり、コロナウイルス感染症拡大リスクを避けるためオンライン開催とさせていただきました。
今後の会議も、オンライン開催となる可能性が高いです。
慣れない環境となる方もいらっしゃるでしょうが、よろしくお願いします。

委員の変更及び欠席連絡

- ・欠席者は1名「江間 啓之委員」

2 委嘱状交付

- ・対面での会議がいつ開催できるかわからないため、委任状は郵送にて交付しました。委員の皆様のお名前を呼ばさせていただきます。略式ではありますが、これにて委嘱状交付とさせていただきます。
任期は令和5年3月31日までとなります。
- ・今回、3名の新任の委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

3 池上会長あいさつ

- ・第1回の協議会では、サプライズで草地市長からの挨拶があり、磐田市が多文化共生のトップランナーのひとつだと認識されており嬉しく思った。
- ・さて、本日は良いニュースをお伝えする。
出入国在留管理庁の業務の中に在留支援の項目が追加されている。また、管理庁の有識者会議に私が参加しており、関係閣僚会議に意見書を提出する。政府は管理庁を中心に多文化共生に向けた具体的な方針を国レベルで決めていくようだ。意見書の内容はまだお伝え出来ないが、かなり踏み込んだ内容となっているため、決定が楽しみである。
- ・今年度から、静岡県が夜間中学の立ち上げに向けた有識者会議を開いている。
東京をみると、夜間中学に通う生徒の8割が在留外国人であることから、静岡で行う際も外国人生徒が多くなると予想できる。
令和5年の4月開校を目標に話を進めていく。

3 報告事項

(1) 今後のスケジュールについて

- ・事務局より資料1について説明
(質疑応答)

【池上】

外国人生徒向けのヒアリングについては、神明中と磐南高とは調整できているか。

【小沼】

保護者の了解を得てから調整する。

【事務局】

コロナ禍におけるヒアリングの方法、内容を検討した後、学校側に相談する予定です。

【池上】

学生に対して意見を伺う方法は何かあるか。

【田中】

オンラインでのワークショップなど、何かのアクティビティの中で意見をもらうのが良いと思う。

【池上】

田中さんには、前プランの際に学生として中学生・高校生対象のワークショップを企画運営して生徒たちの意見を引き出していただいた。

アンケートで意見を聞くのではなく、意見交換の場を設けて、話の中で意見をもらうことで、率直な声を聞けるのではないのでしょうか。

若い方の意見を聞くにはどうすれば良いか。カルロスさん、どうでしょうか。

【渡邊】

直接ヒアリングするのが良いのではないか。

【池上】

オンラインでは、顔を大きく見ることができると表情がわかりやすい。

初対面ではなく、既にコミュニティが作られている集団や、使い慣れている生徒に聞くのであれば問題無いように感じる。

【相川】

ぜひ、ブラジル人学校の生徒にもヒアリングを実施してみてもどうか。

【川原】

日本語教室の中でヒアリングの時間を取る事も可能である。

【池上】

ヒアリングはアンケート形式ではなく、少人数のワークショップ等の場で意見を聞くのが良いでしょう。ブラジル人学校、企業の技能実習生にもそれぞれ機会を設けて意見を聞くのが良いでしょう。

【事務局】

話し合う場を設け、生の声を拾えるよう検討していく。

(2) 第1回協議会の振り返り

- ・事務局より資料説明

(3) 第4次多文化共生推進プラン体系図

- ・事務局より資料説明

5 協議事項

(1) プラン体系図の見直し

・多文化共生の地域づくりについて

【玉田】

(8)にも共通する。地域で高齢者サロンを開催しているが、そこに外国人も誘ってみてはどうか。そのために地域の方に多文化共生の意識を持ってもらう必要がある。

【事務局】

(8)の、具体的な取組みに含めることを検討

【池上】

多文化×〇〇のような、多文化共生だけではなく、関りのある何かと掛け合わせる事が大切。福祉や民生委員などに関わる視点は重要だと感じる。

【藤田】

自治会活動に参加してもらうのは非常に難しい。まずは自治会組織を理解してもらうために、地域のイベントに参加してもらっている。

外国人は平均年齢が若いので、高齢化が進んでいる地域には大きな戦力となると認識している。

【川原】

日本人ですら繋がりが希薄になっている中で、お祭りは繋がりを作れる機会として大切な行事だと認識するようになった。

コロナ禍で自治会の祭典に関わる予算に余裕があるのではないかと思うため、その予算を多文化共生に繋がるような取組みに活かせることを期待している。

【平野】

祭りに参加するために、外国人に対して法被を配布していただければ、日本文化に触れる機会を設けることができるので非常に良いと思う。

【相川】

外国人目線では、自治会に入りたくても入れない実情もある。

日本人と外国人のコミュニティにはまだ壁があるため、お祭り等の文化をきっかけ作りとしていくのは良いと思う。

【高橋】

外国人サポーターをしている中で、地域活動の参加者を増やすためにSNSを活用している。しかし、市内での多言語での案内が少なく困っている。

それぞれの言語で書かれていれば読んでもらえる。

⑱について、福祉情報の発信だけではなく医療機関の情報も発信して欲しい。

【薛堅】

外国人からすると、自治会に関する情報が少ないと感じる。

地域活動の情報をわかりやすく発信して欲しい。

LINEでワクチン接種に関する情報だけでなく、地域活動に関する内容も多言語で発信して欲しい。

HPに見に行かないと情報が無いので、情報を確認しに行かなくても、自然と情報が回ってくると嬉しい。

【池上】

外国人が情報を取りに行くのではなくて、受動的に受け取れるような体制づくりも必要

・日本語学習機会の充実

【川原】

日本語教育の活動をしている中での課題は、指導者・スタッフが少ない事。日本語支援者の育成が一番に取り組むべきだと考えている。

【平野】

弊社でも日本語教育の指導者が少ない。日本語能力によってクラス分けを行うと教師が足りない。

働くための日本語、生活のための日本語など、それぞれのニーズによる教材の入手、教師の質が重要である。

【松下】

社員に対しての日本語教育は、社内の手帳を朗読してもらうのみである。

その他は自発的に勉強をしてもらっている。社内では、自動翻訳の動画を活用して対応している。

【田中】

1、2をどうにか繋げないかと思う。オンライン教室×自治会で、活動できないかと検討している。

外国人の居住している地域の自治会を誘い、コミュニケーションを取ってもらうことで、顔の見える関係をつくりたい。

関係が出来上がった後に、自治会へ加入してもらえないかと考えている。

【渡邊】

国際交流協会の日本語教室は、どんな目的で開催しているのか。教室を受講しての日本語検定の成果はどうか。

なぜ日本語支援者が足りないのか、私の周りの日本語教室経営者は、人員不足で悩んでいるのを見たことがない。

【川原】

生活レベルの日本語教育に重点を置いて行っている。

日本語能力検定を中心としておらず、講師だけでなくマンツーマン形式での対話活動を行っているため、人員不足が生じている。

地域で問題になっている多文化共生の課題を考えると、生活レベルに焦点を当てた現在の運営が必要であると考えている。

検定試験の合格実績は現在データが手元に無いため、必要があれば改めてお伝えする。

・安心して暮らせる環境づくり

【玉田】

水害が起こり、危機感を持ち自ら外国人も防災訓練に参加されていた。
実際に危機に直面すると、参加意識が芽生えたとわかった。

【藤田】

まだ防災に外国人の参加は無いが、中学生の参加があるため、そこを切り口に参加を促したい。

【池上】

⑳の書き方についてはどう感じるか。

【平野】

大手企業は既に取り組んでいる。技能実習生を受け入れている中小企業の声を聞いて欲しい。個人事業主の農家にも技能実習生はいる。

そういった外国人の声を拾って欲しい。

【松下】

大体の企業は把握していると思うが、業界として微妙な問題なのでしっかり給与や休日の面を聴き取りしていく方が良いかと思う。

【相川】

自治会や学校などと連携を取る事が大切。
情報共有や情報発信を積極的に行うことが大切。

【池上】

企業に対して、行政と繋がることによるメリットがあると思ってもらう必要がある。

・ともに築いていく I W A T A の未来

【青島】

就学して学んでいる子、就学しているが欠席している子、未就学の子の3パターンがいる。個別化した相談に対応できる体制が必要。

学校としては、多文化交流センターとの連携も重要だと考えている。

【松尾】

コロナ禍であるが、日本語の勉強のために前向きに登園している外国人もいる。そういった意識の高い保護者向けに自治会活動などの情報を流すと良いのではないか。

小さい子が読む絵本には、やさしい日本語が使われている。日本語教室でも活用を検討してはどうだろうか。

【池上】

普段、顔見知りの関係の中で情報発信していくことで、信頼のある情報が確実に届くのではないか。

【小沼】

親が日本語を話せないと、教師と保護者が会話できない。

そのため、保護者の日本語力向上が子どもの日本語力向上にも繋がるのではないかと感じる。

【杉田】

日本語を教える場を、子どもだけでなく大人に対しても作る必要があると思う。その場では、地域住民・自治会・地域づくり協議会の三者が関わることで、外国人と地域が顔見知りになる事が促進される。

三者が中心となって日本語教室を開き、そこに支援者として外国人を取り入れて交流を図る。そういった場をきっかけとして防災や福祉など異なる分野でも関わりを持ってもらう。

そのためには、外国人の居住者が多い地域から指導者の育成と協力者の確保を図り、地域づくり協議会が組織と中心となり、会場として交流センターを借用する。

多文化交流センターは交流の場として重要な役割を担っていると思う。

【勝又】

保護者が日本語学習を行う事が、子どもの日本語学習にも繋がるとわかった。

【池上】

連携するための具体例をたくさん伺うことができた。

次回は、資料6の具体的な取組みについて話していきたいと思う。

次回もオンラインになった際は、このような形で行う予定。

6 閉会

第4次プラン 具体的施策に基づく「具体的な取組内容」（各課・各団体に確認済）

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等	具体的な取組み（案）
① 日本人市民に対する多文化共生の啓発	1	自治会や地域づくり協議会と連携した多文化共生意識の啓発及びやさしい日本語の普及	地域づくり応援課	自治会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、協議会からの要望に応じた多文化共生講座を行う。 自治会、協議会文書にやさしい日本語を使用する。 地域づくり協議会と連携して多文化共生社会の理解を促進する取り組みを行う。 モデルとなる自治会、協議会の活動の広報
	2	学校、交流センター講座等で国際理解、人権に関する講座等を通じた啓発	地域づくり応援課	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 磐田・袋井・掛川インターナショナルフェアを通じて多文化共生の啓発を行う。 市内の日本語教室の活動を通して多文化共生の啓発を行う。 交流イベントを通じて多文化共生の啓発を行う。
② 外国人市民に対する多文化共生の啓発	3	磐田国際交流協会、多文化交流センターを通じて外国人市民が集まる場で啓発	地域づくり応援課 (多文化交流センター)	磐田国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 多文化交流センターが発行するセンターだよりを利用した情報発信及び意識啓発 外国人市民向けの文化交流イベントの開催または参加協力
	4	外国人情報窓口を通じた啓発	地域づくり応援課 (外国人情報窓口)	-	<ul style="list-style-type: none"> 転入オリエンテーションや個別相談の際、生活費用の計画がたてられるよう日本の税制度や教育制度、医療保険等について説明し、必要に応じて担当課にとりつく。 交流センターを拠点に、各地域に出張オリエンテーションを実施する。
③ 日本人市民と外国人市民の交流事業	5	磐田国際交流協会、多文化交流センター、各交流センター、市民団体と連携した交流イベントの開催	地域づくり応援課	磐田国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 磐田・袋井・掛川インターナショナルフェアを通じて、多文化理解を促進する市民の交流を行う。 日本語教室を開催している施設（交流センター等）のイベントに参加し、交流する。 日本語教室に地域住民がボランティアとして参加し交流する。 イヤーエンドパーティーなどのイベントを開き交流する。 各交流センターで行うイベント等に講師などを紹介し、地域住民との交流に協力する。
④ 外国人市民に対する地域活動への参加促進	6	自治会活動への参加促進のための情報発信	地域づくり応援課	自治会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 地域の要望に応じた自治会文書の翻訳対応、翻訳サービスの周知 Facebook等を通じた自治会活動の情報発信 転入オリエンテーションの際に、自治会・自治会活動について説明を行う。
⑤ キーパーソンとなる外国人市民の育成・支援	7	磐田国際交流協会などの関係団体と連携した、外国人リーダーの情報共有及び育成支援	地域づくり応援課	磐田国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教室で外国人住民コーディネーターとして関わっていただける外国人の発掘や育成。 日本語教室で日本語能力を高めることで、学習者でなく支援者として関わることのできる外国人の育成。 いわた多文化防災の会（i-TABO）のリーダーやメンバーとして活動する外国人の発掘、活動支援。
⑥ やさしい日本語の活用	8	やさしい日本語の周知及び学習機会の設置	地域づくり応援課	各課	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙による周知や広報紙でのやさしい日本語の使用、やさしい日本語ページの掲載 全庁向けに研修会情報の共有、参加促進を行う。
	9	各種通知等にやさしい日本語を使用	地域づくり応援課	各課	<ul style="list-style-type: none"> 文書作成の際に、やさしい日本語版を併せて作成し、同封して送付する。 やさしい日本語化に必要な体制の検討
⑦ SNSの活用及び発信媒体の周知	10	SNSを活用した情報発信の強化	地域づくり応援課	広報広聴C P課	<ul style="list-style-type: none"> Facebook、YouTube等で動画による情報発信を実施する。 作成した動画や発信媒体を広報紙で紹介 情報発信媒体の対応言語数を増やす。
	11	磐田国際交流協会などの関係団体を通じた情報発信媒体の周知	地域づくり応援課	磐田国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 外国人情報窓口、磐田国際交流協会、多文化交流センター窓口での周知・案内を行う。 外国人雇用企業に対する周知を行う。 いわたホットラインや磐田市公式LINE、静岡県防災アプリなどの登録を、日本語教室参加者等に促す。
⑧ 日本語支援者の育成	12	日本語支援者研修及び日本語ボランティア養成講座の実施による人材発掘及び育成	地域づくり応援課	磐田国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 日本語ボランティア養成講座、日本語支援者研修、一定レベル以上日本語が話せる外国人に対する日本語支援者講座等による育成。 日本語教師有資格者に対し、対話型日本語活動の実践講座による養成を行う
⑨ 学習意識の啓発	13	SNSの活用や自治会などの関係団体を通じた日本語学習意識の啓発	地域づくり応援課	磐田国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力を判定することで、学習意欲の向上を図る。 SNS等を通じて、学習者の声や日本語能力向上によるメリットなどを発信する。 自治会等の説明を地域住民に依頼するなどして、日本語教室への参加を促す。 学習成果を認定する制度を設け、企業と連携した教室展開を行う。 日本語教育に尽力している企業を市民に紹介する。
⑩ 日本語教室の実施・運営	14	多文化共生の課題解決に繋がる日本語教室の設置と継続実施	地域づくり応援課	磐田国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力別に教室を設置し、レベルに合った学習環境を設ける。 外国籍市民の分散化に伴い、交流センターを拠点に様々な地域に教室を設置する。 学習内容に自治会・ゴミ捨てルールなど、日本での生活文化に関する内容を取り扱う。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等	具体的な取組み（案）
⑪ 災害に備えた支援体制づくり	15	多言語による支援のため、NPOなどの関係団体及び外国人を雇用している企業との連携促進	地域づくり応援課 危機管理課	磐田国際交流協会	・“職場”を利用した防災意識啓発動画上映・防災訓練実施 ・希望企業にアドバイザーを派遣し研修会の実施
⑫ 防災意識の啓発	16	SNSの活用や、防災活動を行う関係団体を通じた意識啓発	地域づくり応援課	-	・いわた多文化防災の会（i-TABO）と協力し、日本語教室で防災講座を実施する。 ・Facebookを活用した情報発信による意識啓発
	17	地域防災訓練への参加促進	危機管理課 地域づくり応援課	磐田国際交流協会	・地域の運動会を防災運動会とするなど、楽しみながら防災の知識を深められる機会をつくる。 ・訓練参加を促す翻訳文を自治会に渡す。
⑬ 外国人を雇用する企業に対する啓発	18	企業訪問や商工会議所、商工会等を通じた職場環境の改善に関する啓発と就労支援	経済観光課 産業政策課	地域づくり応援課	・国、県、商工団体と連携して啓発を推進する。 ・担当及び関係課、各団体等からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する ・雇用対策連絡会議を定期開催し、雇用情勢に対応した対策を協議する。
	19	外国人を雇用している企業における成功事例の紹介	地域づくり応援課	経済観光課 産業政策課	・担当及び関係課、各団体等からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する
⑭ 外国人を雇用する企業の実態把握	20	商工会議所、商工会等に所属していない企業を中心に訪問を行い、実態把握に務める	地域づくり応援課	経済観光課 産業政策課	・担当及び関係課、各団体等からの事業者向け情報を市内事業者へ発信する ・国、県、商工団体と連携して啓発を推進する。 ・企業実態調査などで、雇用実態の把握と市への要望を調査する。
⑮ 外国人児童に対する教育支援体制の強化	21	初期支援機関の児童生徒数増加、多国籍化、広域化に対応した体制の整備	学校教育課	地域づくり応援課 磐田国際交流協会	・初期支援教室への柔軟な支援員・サポーターの派遣（時期：児童生徒数の増加に合わせて） ・日本語の初期支援指導カリキュラムの整備を進める。
	22	日本の教育・進学制度に関する啓発	地域づくり応援課	学校教育課 磐田国際交流協会	・各中学校における進路説明会への外国人児童生徒相談員の派遣（時期：9～12月） ・小学校へ入学する外国人児童に対するプレスクールの実施（時期：1, 2月予定）
	23	ロールモデルとなる外国人の紹介と活躍する場の提供	地域づくり応援課	磐田国際交流協会 各課	・社会福祉協議会など様々な機関、地域からの依頼に対し、外国ルーツの若者を紹介し、活躍の場を提供する。 ・多文化交流センターで学習を補うと共に、ロールモデルとなる先輩と出会う機会を設けて未来に繋げる。
⑯ 外国人家庭に向けた教育意識の啓発	24	SNSの活用や学校を通じた啓発及び教育に関する情報発信	地域づくり応援課	学校教育課	・外国人情報窓口と連携し、学校版いわたホットラインで外国人保護者向けに多言語による情報発信を行う。 ・Facebookを活用して、教育意識啓発となる情報発信を行う。
	25	保護者への支援体制の整備、保護者同士のコミュニケーション促進のための仕組みづくり	学校教育課	地域づくり応援課 磐田国際交流協会	・外国人保護者対象の懇談会の実施（各校の参観会・懇談会の時期に合わせる） ・公立幼稚園での多言語への翻訳体制を整備し、外国人家庭が入園しやすい環境づくり行う。
⑰ 教育に関わる機関の連携強化	26	多文化交流センターや外国人学校、教育機関との情報交換と連携	地域づくり応援課	学校教育課	・外国人学校への定期訪問による実態把握 ・多文化交流センター、磐田国際交流協会との定期的な情報交換を実施する。
⑱ 定住外国人に向けた福祉制度の周知	27	SNS等を活用した情報発信及び関係機関への案内	高齢者支援課	地域づくり応援課 国保年金課	・介護予防と介護保険制度の概要を知ってもらうための多言語版リーフレットの作成 ・介護保険制度の受付窓口（地域包括支援センター等）への翻訳システムの導入検討 ・日本語教室に参加される外国人を対象に、年金制度について年金事務所と連携して説明を行う。
⑲ 高齢化問題の情報共有を図る機会の設置	28	庁内関係各課、近隣市との会議を設置し、課題の把握及び解決方法の検討を進める。	地域づくり応援課	各課	・翻訳システムの導入について、関係各課が情報を共有して統一的な対応を図る。 ・庁内関係課の代表者を募り、高齢化問題について検討する会議を設ける。 ・掛川市、袋井市に呼び掛けを行い、情報交換の実施および会議体の発足をを目指す。

(案)

だい じ いわたしたぶんかきょうせいすいしん

第4次 磐田市多文化共生推進プラン

たぶんかきょうせい

多文化共生とは・・・

こくさき みんぞく こと ひとひと たが ぶんかてき みと あ たいとう かんけい
国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係

を築こうとしながら、ちいきしゃかい こうせいいん とともに生きていくこと。



しずおかけんいわたし
静岡県磐田市

目次

第1章 第4次プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の趣旨 |
- 2 プランの位置付け |
- 3 プランの期間 2
- 4 SDGs(持続可能な開発目標)の推進 2

第2章 外国人市民の現状と課題

- 1 人口推移 3
- 2 国籍別人口の推移 4
- 3 地区別人口 5
- 4 在留資格 6
- 5 児童生徒数の推移 7
- 6 年齢別人口 8
- 7 磐田市多文化共生推進プラン基礎調査結果(抜粋) . 9、10
- 8 外国人と日本人の親しみ度 11

第3章 第4次磐田市多文化共生推進プランの内容

- 1 基本理念 12
- 2 基本方針 13
- 3 体系図 14
- 4 具体的な施策 15~18

第4章 プランの推進体制

- 1 成果指標の一覧 19
- 2 プランを推進する体制の整備 20

参考資料 21~28

磐田市多文化共生社会推進協議会要綱 . . 29、30

1 プラン策定の趣旨

本市では、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、市の多文化共生に関する基本的な考え方や施策を明らかにし、具体的に推進していくため、2007(平成19)年3月に「磐田市多文化共生推進プラン」、2012(平成24)年3月に「第2次磐田市多文化共生推進プラン」、2017(平成29)年3月に「第3次磐田市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生のまちづくりを進めてきました。

これまで第3次プランに掲げた、「安心して暮らせる環境づくり」、「多文化共生の地域づくり」、「ともに未来を築く人づくり」の3本の柱に基づき、様々な施策を実施してきた結果、本市の多文化共生は着実に成果を上げています。

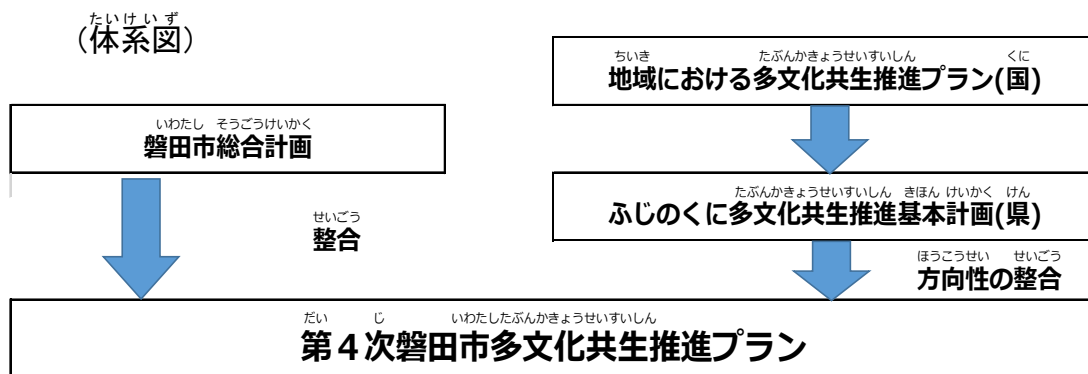
しかし、外国人市民を取りまく状況は変化しており、2019(平成31)年4月の入管法改正による「特定技能の創出」に伴う外国人市民の多国籍化や定住・永住資格者の増加が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症が全国に広がる中で、ICTの活用や多言語における情報提供、外国人市民が生活者として暮らすための初期日本語教育の推進が、これからの多文化共生推進に求められており、社会情勢の変化に対応した新たなプランが求められています。

そのため 2020(令和2)年に実施した日本人市民と外国人市民を対象とした市民意識調査の結果などから、本市の現状と課題を整理し、多文化共生をさらに発展させることを目的に、「第4次磐田市多文化共生推進プラン」(以下、本プラン)を策定しました。

2 プランの位置づけ

本プランは、本市の行政運営の基本指針である「磐田市総合計画」に沿った内容であり、他の関連計画と整合を図っていきます。



3 プランの期間

本プランは第2次磐田市総合計画後期基本計画と整合を図り、計画期間を2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。なお社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

	2017(平成29)年度～2021(令和3)年度	2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)	2024年度(令和6年度)	2025年度(令和7年度)	2026年度(令和8年度)
多文化共生推進プラン	第3次プラン	第4次多文化共生推進プラン				
第2次総合計画	前期基本計画	後期基本計画				

4 SDGs(持続可能な開発目標)の推進

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の省略です。2015年9月の国連サミットで採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市では、持続可能で多様性を認め合う社会を実現させるため、SDGsと関連づけながら本プランの推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

外国人市民の現状と課題

1 人口推移

市内の外国人人口は、1990（平成2）年の「出入国管理および難民認定法*1」改正法施行以降、ブラジル人など南米系日系人を中心に年々増加してきましたが2008（平成20）年秋からのリーマンショックがきっかけとなる世界的経済危機以降は減少してきました。

しかし、景気の回復に伴い2015（平成27）年からは再び増加に転じており、コロナ禍でも増加傾向にあります。

2021（令和3）年3月末時点では、8,567人と日本人を含む人口の約5.1%を占め、県内で浜松市、静岡市に次いで3番目に多くなっています。

このような状況の中、市内の日本人人口は減少が進む一方で、外国人人口はこれからも増加を続け、外国人市民の割合が高まることが予想されます。

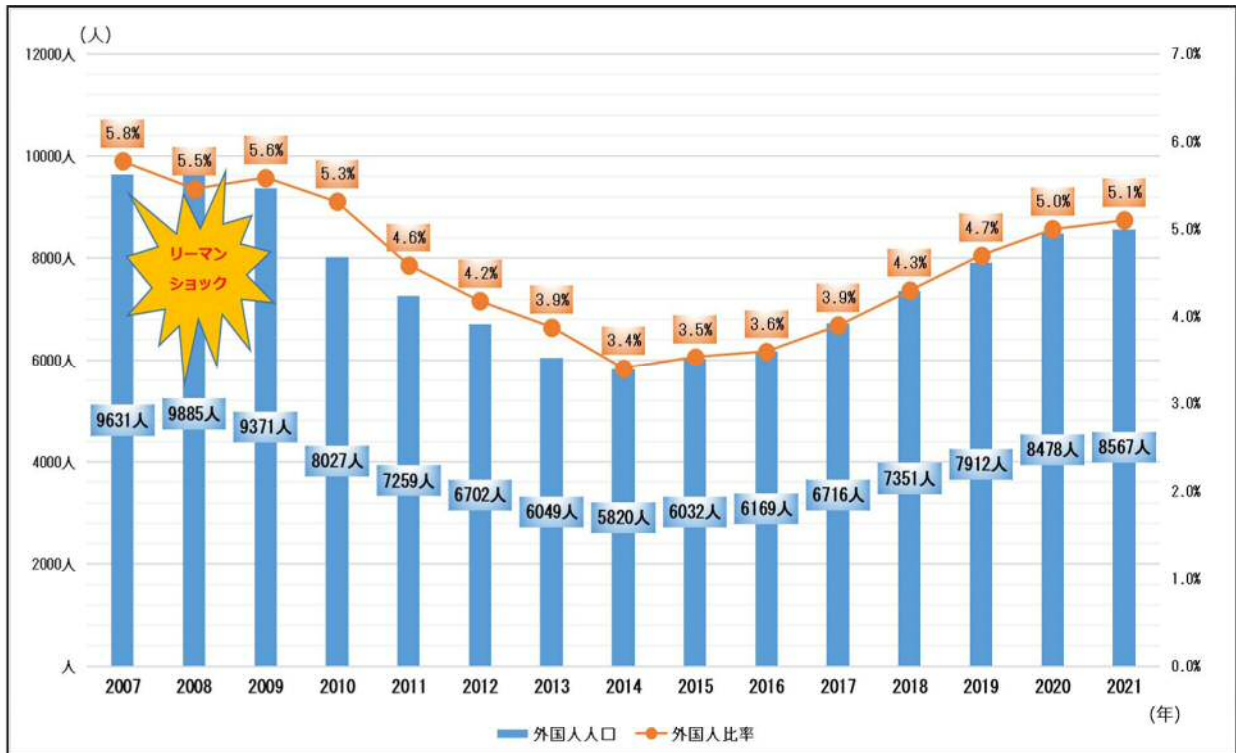
よって、日本人市民と外国人市民が、より多文化共生に対する理解を深め、互いに助け合える地域づくりが必要です。

※1 出入国および難民認定法

日本人の出・入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律。通称「入管法」1990（平成2）年の改正法施行により、国内の日系外国人が急増した。

◆磐田市の外国人人口と外国人比率の推移

各年3月末現在



2 国籍別人口推移

2021(令和3年)4月1日現在、51カ国の国籍の外国人が磐田市に在住しています。

国籍別人口の上位5カ国を見ると、ブラジルが4,969人(58%)で最も多く、次いでフィリピンが1,238人(14%)、ベトナムが648人(8%)、中国が490人(6%)、インドネシアが308人(4%)となっています。

2005(平成27年)4月以降に、在留資格*2「技能実習*3号」や「技術・人文知識・国際業務*4」などが新設されたことにより、フィリピン・ベトナム等の東南アジア圏の外国人の割合が急増しており、国籍の構成にも変化が見られます。

よって、東南アジア圏の外国人市民へ情報発信を行うための環境を整備する必要があります。

※2在留資格

外国人が日本に入国する際に、入国が許可される要件の一つとして、その外国人が日本で行動する活動の観点から類型化して出入国管理および難民認定法に定められた資格。

※3技能実習

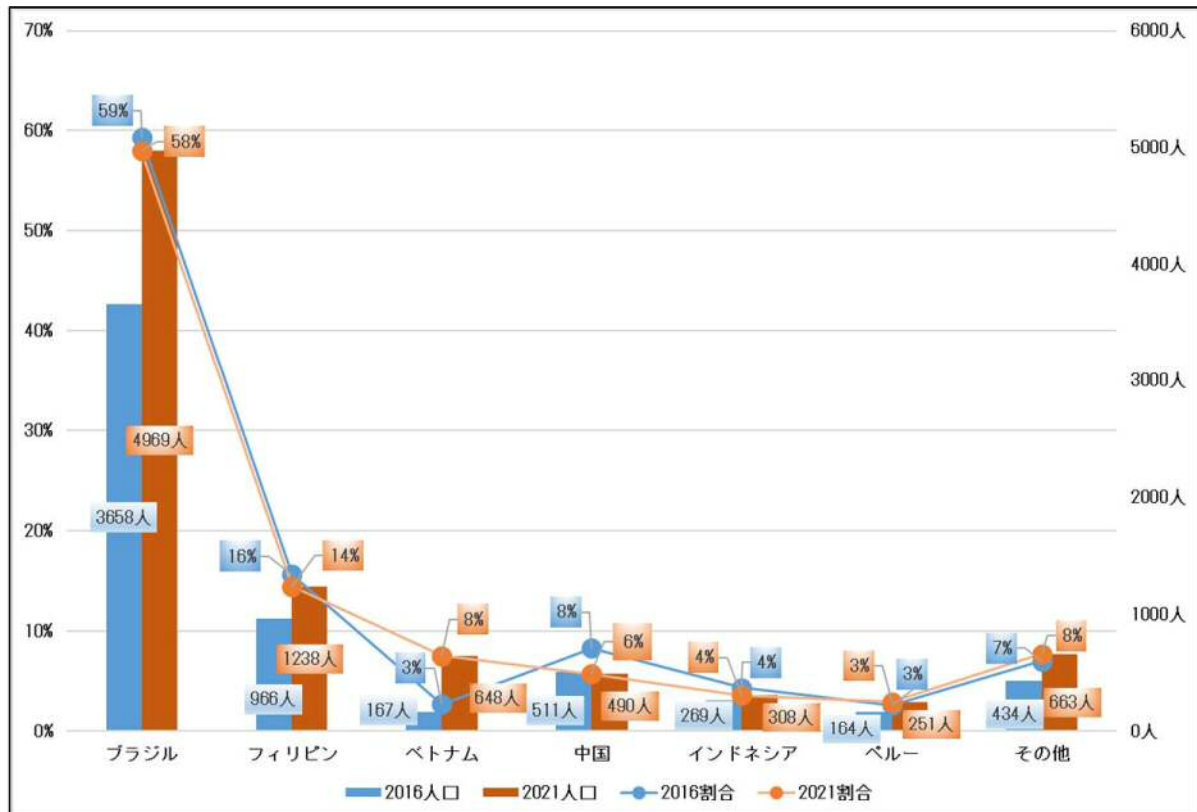
外国人技能実習制度に基づく在留資格。受け入れ方式や活動内容により4区分に分けられる。(1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・3号ロ)

※4技術・人文知識・国際業務

日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動(例:通訳、デザイナーなど)

◆国籍別外国人人口と構成割合の推移

各年3月末現在



ちくべつじんこう 3 地区別人口

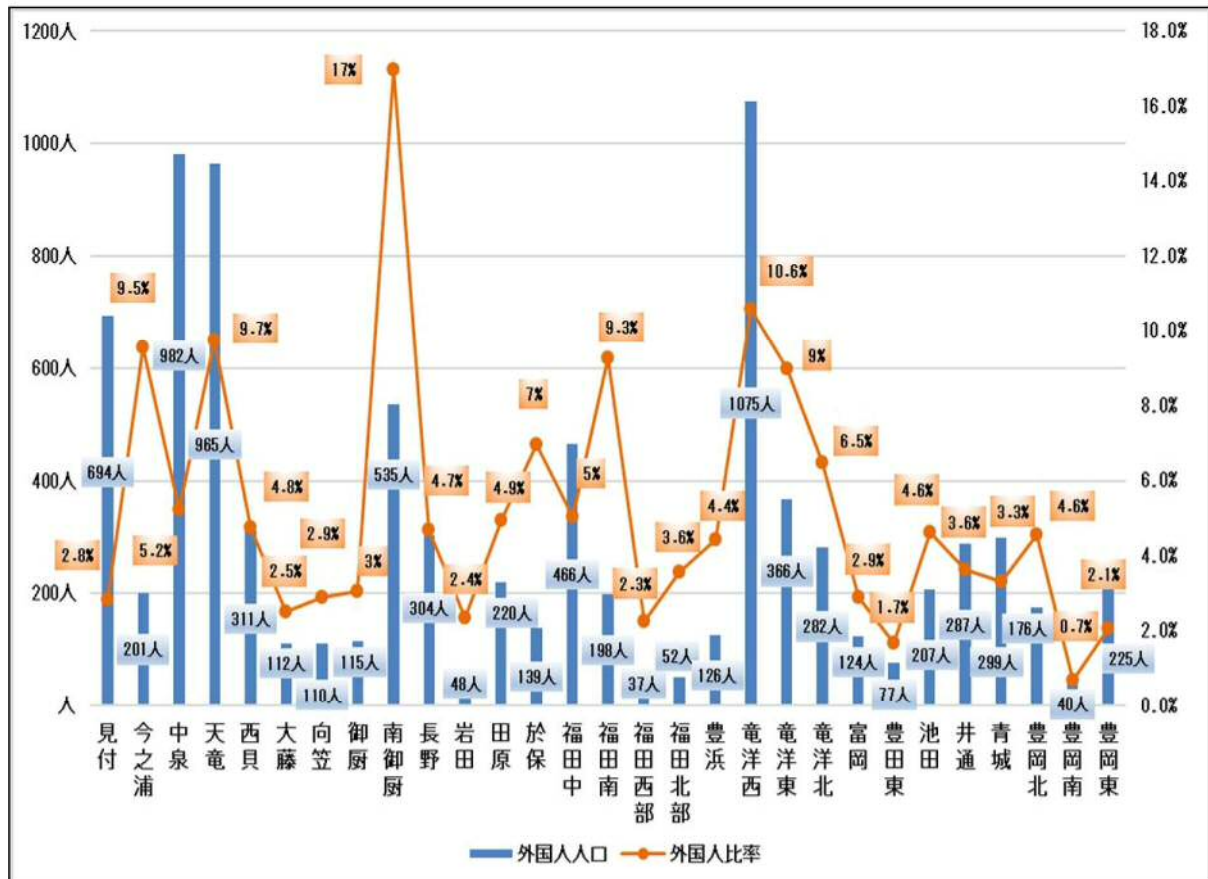
外国人人口が500人を超える地区は多い順に、竜洋西地区(1,075人)、天竜地区(965人)、中泉地区(982人)、見付地区(694人)、南御厨地区(535人)です。一方、外国人比率は高い順に、南御厨地区(17%)、竜洋西地区(11%)、天竜地区(10%)でした。

出稼ぎのため日本を訪れるブラジル人が多かった2007年(平成19年)頃は、短期滞在のため南御厨地区の東新町団地など県営・公団住宅に住む方が多くいましたが、定住・永住化が進んだ現在は、市内全域に分散して居住しています。

よって、市内すべての地域住民が多文化共生について当事者意識を持つ必要があります。

◆磐田市の地区別外国人人口および比率

各年3月末現在



4 在留資格

外国人市民の在留資格は、「永住者*5」が 3,362人(39%)で最も多く、次いで「定住者*6」が 2,748人(32%)、「技能実習」が 990人(12%)となっています。「日本人の配偶者等*7」や「永住者の配偶者等*8」も多く、永住者、定住者と合わせると8割を超える外国人市民が長期滞在可能な資格を有しており、定住化・永住化が進んでいます。

よって、外国人市民が生活者として暮らせるよう、市民の多文化共生への理解を深める必要があります。

※5永住者

在留期間の長さ等を考慮して法務大臣が許可した者に与えられる在留資格。

※6定住者

法務大臣が人道上その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を認めた場合の在留資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子等に認められ、日本での活動に制限がなく就労も自由。

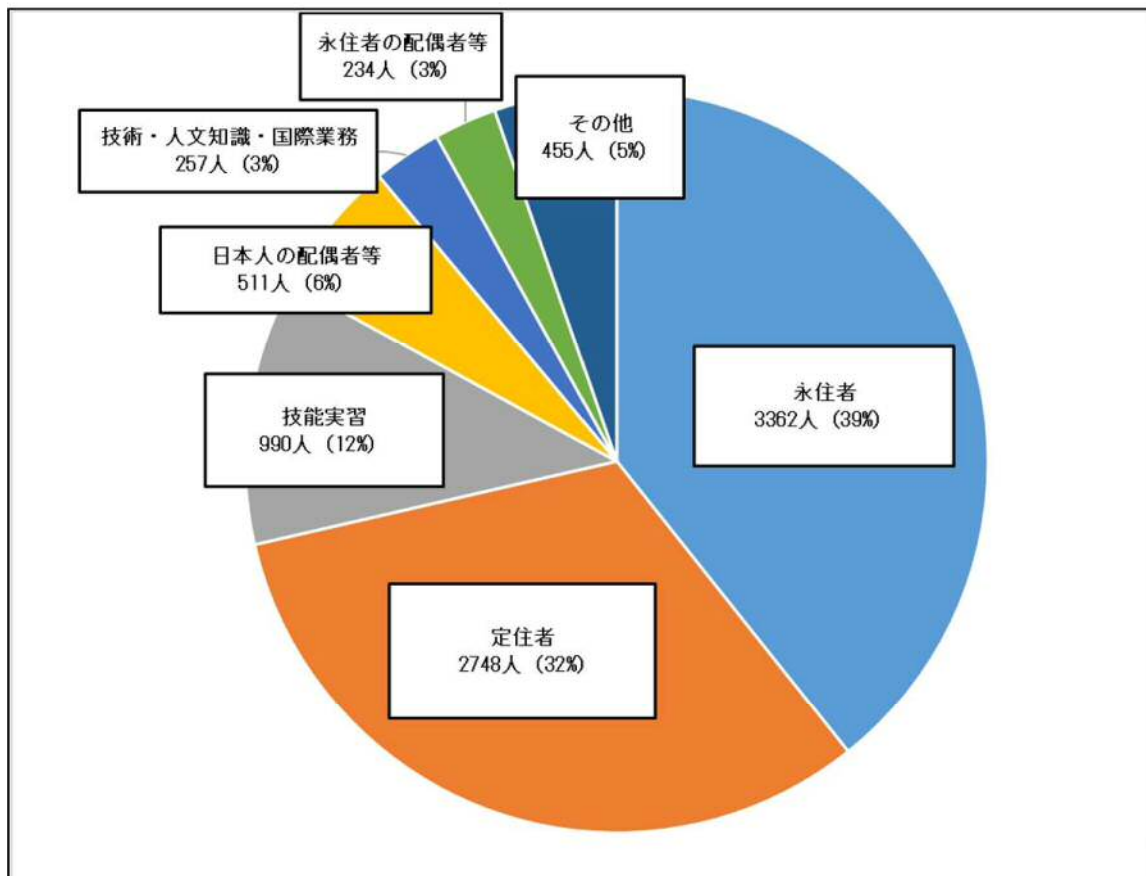
※7日本人の配偶者等

日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生したものにあたえられる在留資格。

※8永住者の配偶者等

法務大臣が人道上その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を認めた場合の在留資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子等に認められ、日本での活動に制限がなく就労も自由

◆磐田市の外国人市民の主な在留資格 2021(令和3)年3月末現在



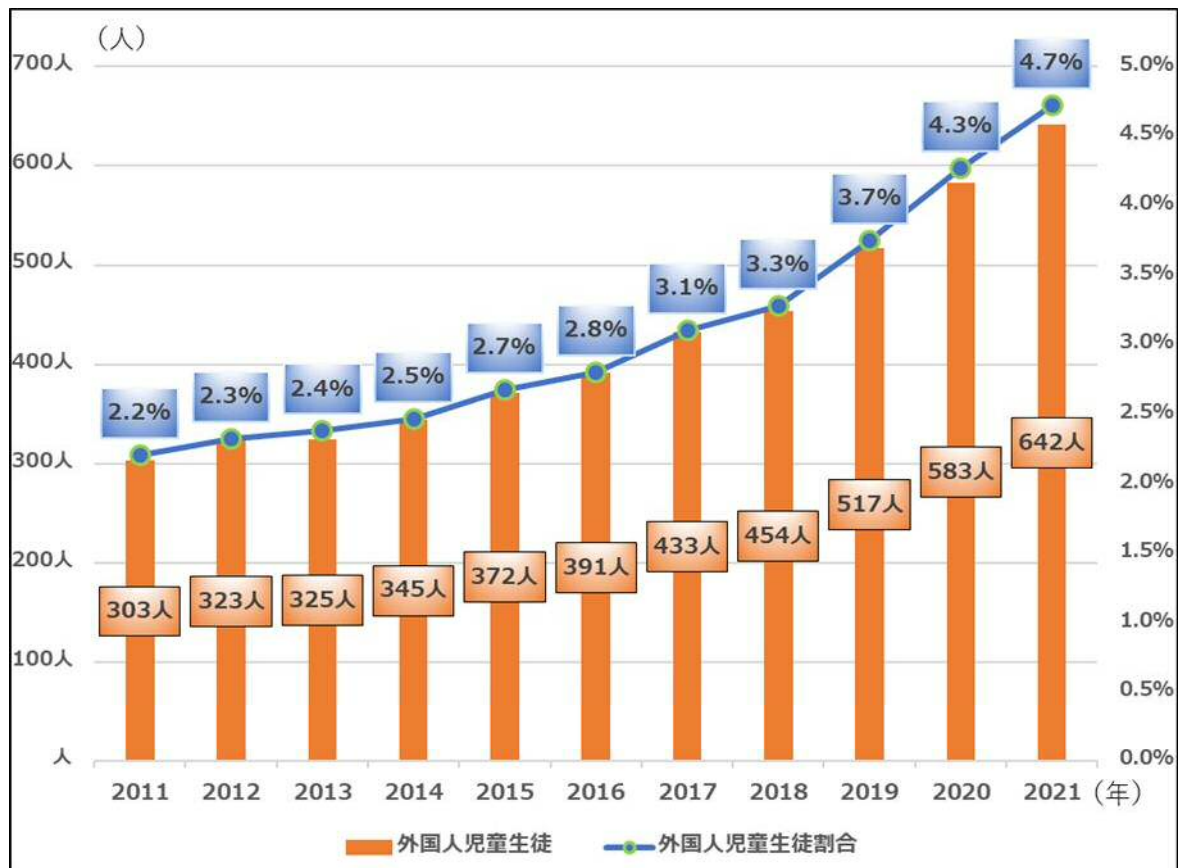
5 児童生徒数の推移

家族で定住、永住することを選択する外国人市民が増加したことにより、市内の公立小中学校に通う外国人児童生徒は増加傾向にあり、2021年4月末時点では過去最多となる642人の児童生徒が在籍しています。

よって、外国人児童生徒数に対応できる教育環境の整備および外国人保護者に対する情報発信を行っていく必要があります。

また、日本の教育や進学制度の周知、キャリア教育により国籍を問わず様々な進路を選択できるように支援していく必要があります。

◆磐田市の公立小中学校の外国人児童生徒数の推移 各年4月末現在



6 年齢層別人口

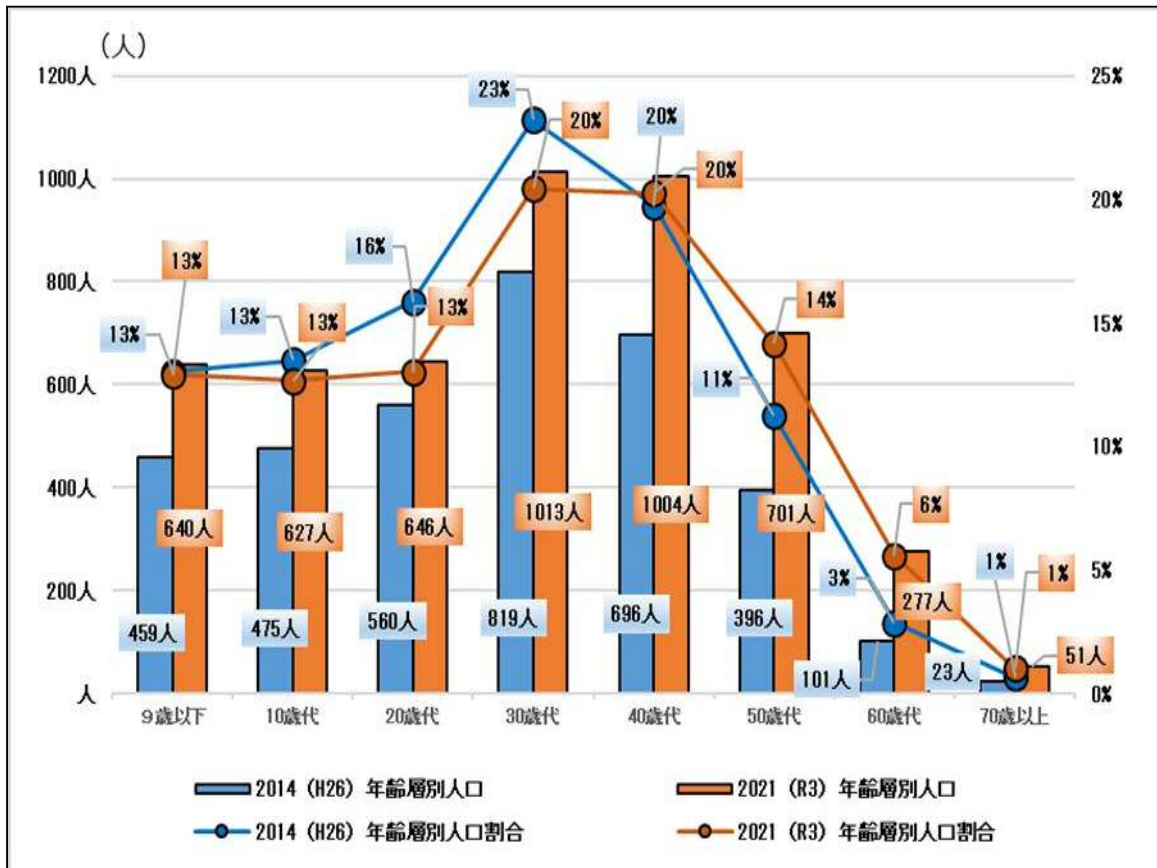
定住、永住資格者が多い、ブラジル人市民の年齢層別人口の変化に注目しました。

2014(平成26)年と2021(令和3)年3月時のブラジル人市民の年齢層別人口を比較すると、どの年齢層でも人口が増加している中で、30歳代以下の割合が減少し、40歳代以上の割合が増加しています。

定住・永住するブラジル人市民が増加したことに伴い、今後、外国人の高齢化が進んでいくことが考えられます。

よって、高齢化により生じる課題および解決方法について検討を始め、今から対応を進めていく必要があります。

◆磐田市のブラジル人市民の年齢層別人口(2014年3月→2021年3月)



7 磐田市多文化共生推進プラン基礎調査結果 (抜粋)

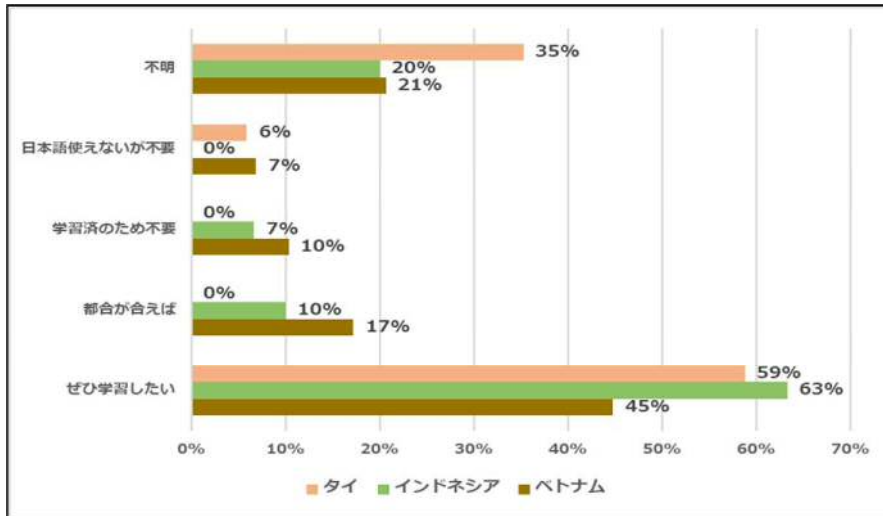
2020(令和2)年10月に、近年、増加傾向にある東南アジア圏のタイ、インドネシア、ベトナム国籍の外国人市民を対象に、アンケート調査を実施しました。

対象者：3国籍(ベトナム・インドネシア・タイ)の市民
 標本数：300人(無作為抽出)
 調査期間：2020(令和2)年9月17日～10月5日
 調査方法：郵送配布・郵送回収
 回収結果：105人(35%)

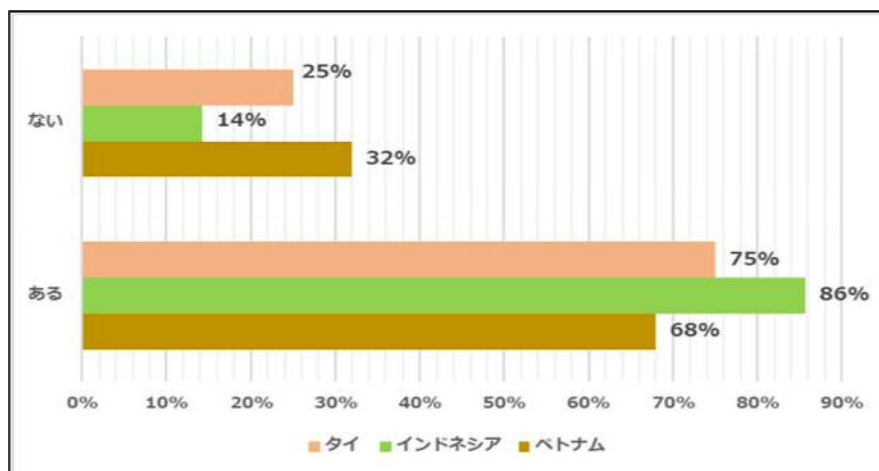
(1)外国人市民の日本語学習の希望

調査結果から、インドネシア、タイ国籍の外国人市民の5割以上が学習に意欲的であることがわかりました。また3国籍の約7割が母国などで日本語学習経験があることから、基礎レベル以上の日本語能力を身に付けられる場所を求めていると考えられます。よって、生活者としての日常会話レベルの日本語を学べる場だけでなく、受講者のニーズに合わせたレベルで学べる環境を整備する必要があります。

◆国籍別の日本語学習の希望



◆国籍別の日本語学習経験の有無



(2) 外国人市民の自治会加入状況

どの国も70%以上が自治会に加入していませんでした。

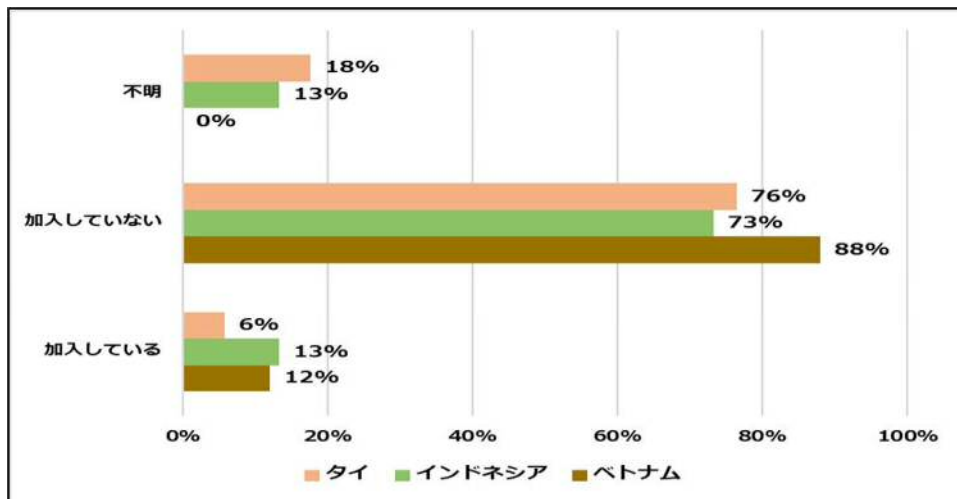
インドネシア、ベトナム国籍ではその理由として「自治会を知らない」「加入方法がわからない」が合わせて7割を超えています。

このことから、外国人市民に対して自治会の意味や加入するメリットについて、丁寧な説明と情報提供を積極的に行う必要があると考えられます。

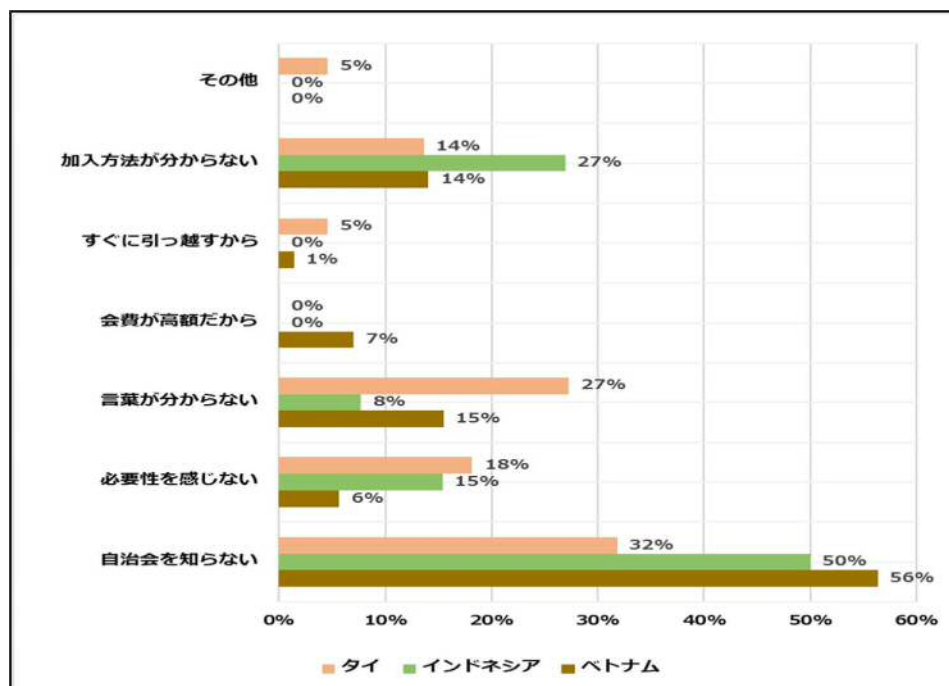
また、技能実習制度などを利用した在留期間が短い外国人が多いことも加入が少ない要因のひとつと考えられます。

よって、このような外国人市民の状況を、受け入れる側の日本人市民も理解するとともに、自治会に加入する必要性を外国人市民に理解してもらうことが必要です。

◆ 国籍別の自治会加入状況



◆ 国籍別の自治会に加入しない理由



8 外国人と日本人の親しみ度

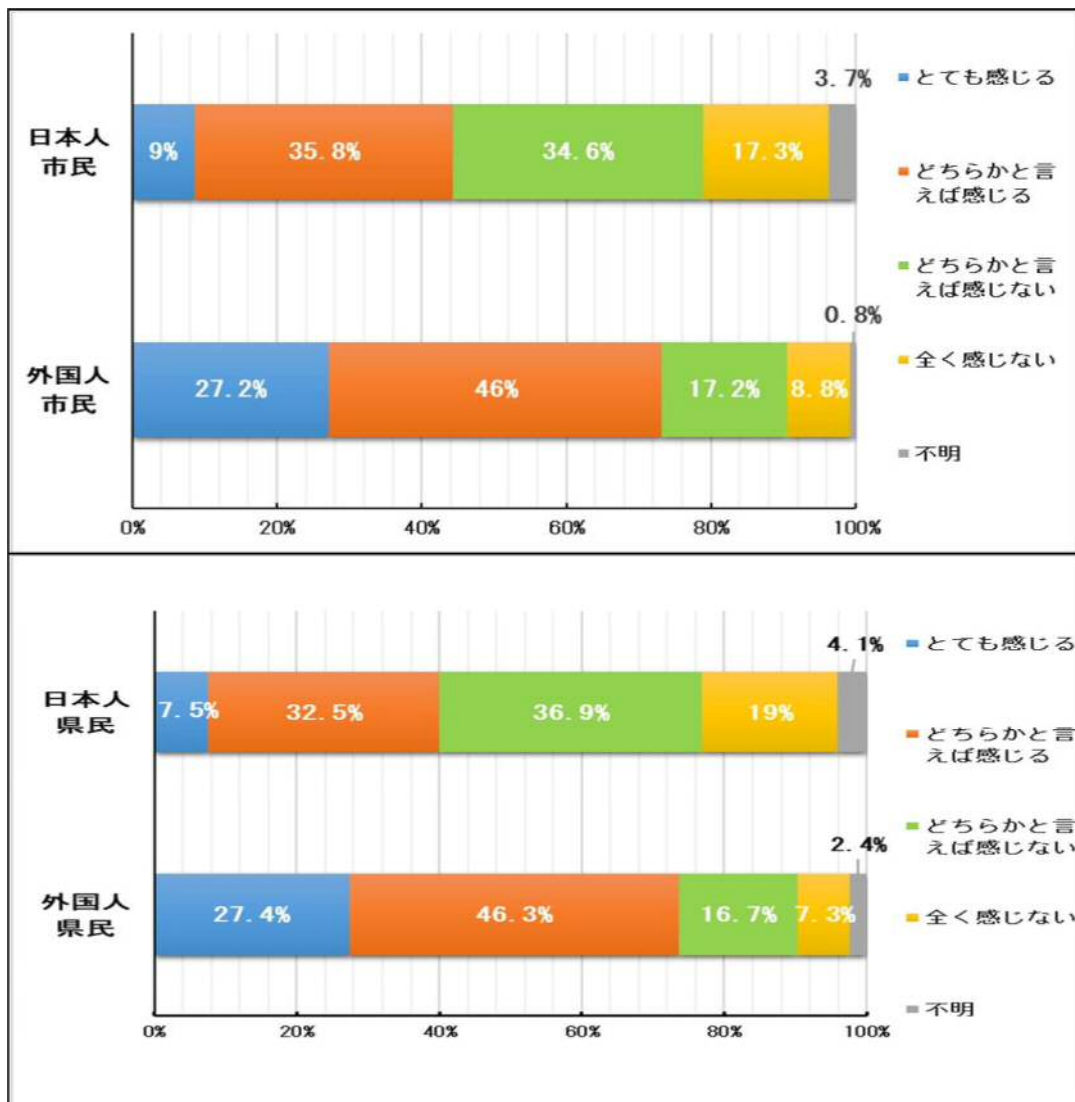
県が2020年度に実施した「多文化共生基礎調査」で、日本人と外国人の県民に、お互いの親しみの度合いを聞いた調査結果です。（※磐田市市民の回答を抜粋した結果も掲載）

外国人市民・県民が、日本人に「親しみをとても感じる」、「どちらかと言えば感じる」という回答が7割を超えており、多くの外国人が日本人に親近感を持っていることがわかりました。

一方で、日本人市民・県民は外国人に「どちらかと言えば感じない」、「全く感じない」と答えた方が5割を超えており、外国人に対して心理的抵抗感を持っている方が多いことがわかりました。

よって、外国人に日本の文化を理解してもらうだけでなく、外国の異文化を理解しようとする姿勢や、積極的に交流することを促し、国籍の垣根を越えて歩み寄り、助け合える地域づくりが必要です。

外国人市民・県民、日本人市民・県民の親しみの度合い 2020年度実施



2020年 静岡県多文化共生基礎調査

1 きほんりねん
基本理念

だれひとり と のこ
「誰一人取り残さない」

たが あゆ よ たす あ たぶん かきょうせいしゃかい
互いに歩み寄り助け合う多文化共生社会へ」

ねん こくれんそうかい さいたく じぞくかのう かいほつもくひょう しめ だれひとり と
2015年に国連総会で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)で示された、「誰一人取
のこ
り残さない」という原則を本市の多文化共生の理念として掲げることで、不平等をなくすため
のこくさいてき もくひょう かんれん づ
の国際的な目標と関連付けます。

がいくじん にほんじん した ど ちょうさけつ か にほんじんしみん なか がいくじんしみん たい
また、外国人と日本人の親しみの調査結果から、日本人市民の中に外国人市民に対す
しんりてきていこうかん せんざい にほんじんがわ がいくじん すこ りかい よ
る心理的抵抗感が存在することがわかります。日本人側が外国人を少しでも理解しようと寄
りそ ちいきじゅうみん とも く なかま いしき も たいせつ
り添い、地域住民として共に暮らしていく仲間としての意識を持つことが大切です。

そこで、にほんじんしみん がいくじんしみん そうほう ぶんかてき ちが みと あ あゆ よ たす あ
ことがでる多文化共生のまちづくりを目指します。

2 基本方針

外国人市民の現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を目指すために次の4つを基本方針に掲げて取り組んでいきます。

(1) 多文化共生の地域づくり

外国人市民の定住化、永住化と日本人市民の少子高齢化が進む中、地域の日本人市民と外国人市民が互いの異なる文化や価値観などを認め合い、理解し合うことで、市民だれもが地域社会の一員としての自覚を持ち、歩み寄り、助け合える多文化共生の地域をつくりまします。

(2) 多言語対応と日本語学習機会の充実

外国人市民が地域や職場で個々の能力を活かし、安定した生活水準を確保し、生活者として日本で暮らしていくためには日本語能力を身に付けることが重要です。日本語学習機会の提供、日本語学習意識の啓発により日本語能力が向上することは外国人市民のためだけでなく、共に暮らす地域や会社での円滑なコミュニケーションにつながります。

(3) 安心して暮らせる環境づくり

外国人市民の増加や多国籍化により、日本人市民と外国人市民のコミュニケーション不足による誤解や偏見が生まれています。地域組織などと連携した支援体制の整備に努めるとともに、SNSを活用した防災意識の啓発を行うことで安心して暮らせるまちをつくりまします。

(4) みんなで築くIWATAの未来

外国人市民の定住化・永住化に伴い日本で学齢期を過ごす子どもや若者が増加しているため、教育環境の充実が必要不可欠です。だれもが将来への目標を描いて自由に進路を選択できるように教育環境を充実させ、磐田を担う若い世代を育てます。

また、外国人市民の高齢化が着実に進む中で、10年後の未来を見据えた対応が求められます。危機意識を持って早期に対応することで、誰一人取り残さない多文化共生社会を目指します。

3 体系図

にほんじんたいしやう にほんじんしみん もと しやく
 ※「日本人対象」…日本人市民にも求められる施策



4 具体的な施策

【基本方針1】多文化共生の地域づくり



[具体的な施策]

(1) 相互理解の促進

日本人市民と外国人市民の相互理解を促す講座や交流イベント企画および情報発信に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
① 日本人市民に対する多文化共生の啓発	1	自治会や地域づくり協議会と連携した多文化共生意識の啓発および「やさしい日本語」の普及	ちいき 地域づくり応援課	じちかいれんごうかい 自治会連合会
	2	学校、交流センターで国際理解や人権に関する講座などを開催し、多文化共生を啓発	ちいき 地域づくり応援課	がっこうきょういくか 学校教育課
② 外国人市民に対する多文化共生の啓発	3	磐田国際交流協会、多文化交流センターを通じ、外国人市民が集まる場で多文化共生を啓発	ちいき 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
	4	外国人情報窓口やSNSなどを活用して多文化共生を啓発	ちいき 地域づくり応援課	—
③ 日本人市民と外国人市民の交流事業	5	磐田国際交流協会、多文化交流センター、各交流センター、市民団体と連携した交流イベントの開催	ちいき 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会

※9「やさしい日本語」普段使われている言葉を、外国人が分かりやすいように簡単な言葉に置き換えたり、文章を細かく区切るなど配慮をした日本語の事です。

(2) 協働の推進

外国人市民が、地域の一員として地域社会に参画することを促し、あわせて地域における外国人リーダーの育成に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
④ 外国人市民に対する地域活動への参加促進	6	自治会活動へ参加を促進するための情報発信	ちいき 地域づくり応援課	じちかいれんごうかい 自治会連合会
⑤ キーパーソンとなる外国人市民の育成・支援	7	磐田国際交流協会などの関係団体と連携し、外国人リーダーに関する情報共有および育成・支援	ちいき 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会

基本方針2 多言語対応と日本語学習機会の充実



[具体的な施策]

(3) ICTなどを活用した情報提供の充実

外国人市民が生活するうえで必要な情報を、すべての外国人市民が受け取りやすいようSNSや動画の活用による情報発信に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑥「やさしい日本語」の活用	8	職員に向けた「やさしい日本語」の周知および研修の実施	ちいき 地域づくり応援課	かくか 各課
	9	市の各種通知や案内などに「やさしい日本語」の使用を促進	ちいき 地域づくり応援課	かくか 各課
⑦SNSの活用と多言語化の充実	10	市ウェブサイトやSNSを活用した多言語による情報提供と、シティプロモーションの充実	ちいき 地域づくり応援課	こうほうこうちよう 広報広聴CP課
	11	磐田国際交流協会などの関係団体を通じた情報取得方法の周知	ちいき 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会

(4) 日本語教育の推進

定住、永住する外国人市民に対して、日常会話レベルの日本語能力を身に付けられる学習環境を提供するとともに、学習意欲のある外国人市民が希望するレベルの学習機会を提供します。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑧ 日本語支援者の育成	12	日本語支援者の研修および日本語ボランティア養成講座の実施による人材発掘と育成	ちいき 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
⑨ 日本語学習意識の啓発	13	SNSの活用や自治会などの関係団体を通じた日本語学習意識の啓発	ちいき 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
⑩ 日本語教室の実施・運営	14	日本語が話せない方をはじめ、レベルに応じた日本語を習得できる教室の運営と支援	ちいき 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会

【基本方針3】 安心して暮らせる環境づくり

ぐたいてき しさく
[具体的な施策]



(5) 危機管理意識の啓発

災害の発生に備え、外国人市民の危機管理意識の向上と地域組織などと連携した支援体制の整備に努めるとともに、地域リーダーとなる外国人人材の発掘と育成に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑪ 災害に備えた支援体制づくり	15	災害時に多言語による支援を行うため、NPOなどの関係団体および外国人を雇用している企業と連携促進	地域づくり応援課 危機管理課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
⑫ 防災意識の啓発	16	SNSの活用や自主防災会・企業などの防災活動を行う関係団体を通じた防災意識の啓発	地域づくり応援課	—
	17	地域防災訓練へ参加を促進する中で防災意識の啓発	地域づくり応援課 危機管理課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会

(6) 職場環境の整備

定住・永住者や技能実習制度を活用する外国人市民が安心して働くことができ、労働意欲や学習意欲の向上が図れるよう、相談窓口の充実と企業や関係機関と連携した職場環境の整備に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑬ 外国人相談窓口の充実	18	外国人の生活・就労・育児など各種相談対応とSNS活用や多言語化の充実	地域づくり応援課	—
⑭ 外国人を雇用する企業の実態把握	19	外国人を雇用している企業の訪問やアンケート実施による実態把握	地域づくり応援課	けいざいかんこうか 経済観光課 さんぎょうせいさくか 産業政策課
⑮ 外国人を雇用する企業に対する啓発	20	企業訪問や商工会議所、商工会などと連携し、外国人を雇用する企業へ職場環境の改善に関する啓発と就労支援	けいざいかんこうか 経済観光課 さんぎょうせいさくか 産業政策課	ちいき 地域づくり応援課
	21	外国人を雇用している企業の先進的事例を市内企業に紹介	地域づくり応援課	けいざいかんこうか 経済観光課 さんぎょうせいさくか 産業政策課

基本方針4】 みんなで築く I W A T A の未来

[具体的な施策]

(7) 子どもの教育環境の整備

磐田の未来を担う児童が、母語や国籍を問わず教育が受けられるよう教育環境の整備に努めるとともに、外国人家庭に向けて学習意識の啓発に努めます。



具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑯外国人児童に対する教育支援体制の強化	22	初期支援教室NIJIの児童生徒数増加や多国籍化、居住地域の分散化に対応した支援体制の整備	学校教育課	地域づくり応援課 磐田国際交流協会
	23	日本の教育・進学制度に関する啓発	地域づくり応援課	学校教育課 磐田国際交流協会
	24	ロールモデルとなる外国人の発掘・連携および活躍できる場の提供	地域づくり応援課	磐田国際交流協会 各課
⑰外国人家庭に向けた教育意識の啓発	25	SNSの活用や学校を通じた啓発および教育に関する情報発信	地域づくり応援課	学校教育課
	26	保護者への支援体制の整備や保護者同士がコミュニケーションを図る機会の提供	学校教育課	地域づくり応援課 磐田国際交流協会
⑱教育に関わる機関の連携強化	27	多文化交流センターや外国人学校、教育機関と情報交換や連携	地域づくり応援課	学校教育課

(8) 外国人市民の高齢化への備え

10年後、20年後に迫る外国人市民の高齢化問題を見据え、早期の課題把握と今から備えておく事項について関係機関および庁内関係課と情報共有や検討を始めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑲定住外国人に向けた福祉制度や医療機関の周知	28	SNSなどを活用した年金制度や介護保険制度、医療機関の情報発信および関係機関への案内	高齢者支援課	地域づくり応援課 国保年金課
⑳高齢化を見据え情報共有を図る機会の設置	29	庁内関係各課や近隣市との会議体を設置し、課題の把握および解決方法の検討と協議	地域づくり応援課	各課

だい しょう
第4章

すいしんたいせい
プランの推進体制

せいかしひょう いちらん
1 成果指標の一覧

プランを着実に実施し、多文化共生社会の推進を実効性のあるものにするため5年間の目標を数値化しました。

基本方針	成果指標	現状値	目標値 (R8)
1 多文化共生の地域づくり	【指標1】 外国人市民への市民意識調査で、地域で暮らす日本人へ親しみを「とてもよく感じる」「やや感じる」と回答した人の割合	73.2% (2020(R2)年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋)	85%
	【指標2】 日本人市民への市民意識調査で地域で暮らす外国人へ親しみを「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合	44.8% (2020(R2)年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋)	65%
2 多言語対応と日本語学習機会の充実	【指標3】 「いわた日本語能力判定」によりレベル0から1、レベル1から2*10へ昇級した人数	—	200人
	【指標4】 外国人情報窓口から情報提供するSNSのフォロー（情報到達）率	ポルトガル語版(38.9%) タガログ語版(9%) ベトナム語版(未開設) ※R3年3月末時点	ポルトガル語版(60%) タガログ語版(40%) ベトナム語版(30%)
3 安心して暮らせる環境づくり	【指標5】 外国人情報窓口における相談対応の件数	18,312件/年 (2020(R2)年度 実績値)	20,000件/年
	【指標6】 地域防災訓練に参加する外国人市民の参加率	2.8%(211人) (2018(H30)年度 実績値)	5%
4 みんなで築くIWATAの未来	【指標7】 初期支援教室で支援を受けた児童生徒の適応状況(学校における3か月の出席率)	95% (2020(R2)年度 実績値)	97%

※10日本語能力判定レベル0とは、日本語を話す聞くことがほとんどできない程度を指す。

レベル1とは、限られた単語を理解したり、話す・書くことができる程度を指す。

レベル2とは、周囲の支援に基づいて、自分の身の回りの社会参加が日本語を用いてできる程度を指す。

2 プランを推進する体制の整備

(1) 市内の推進体制

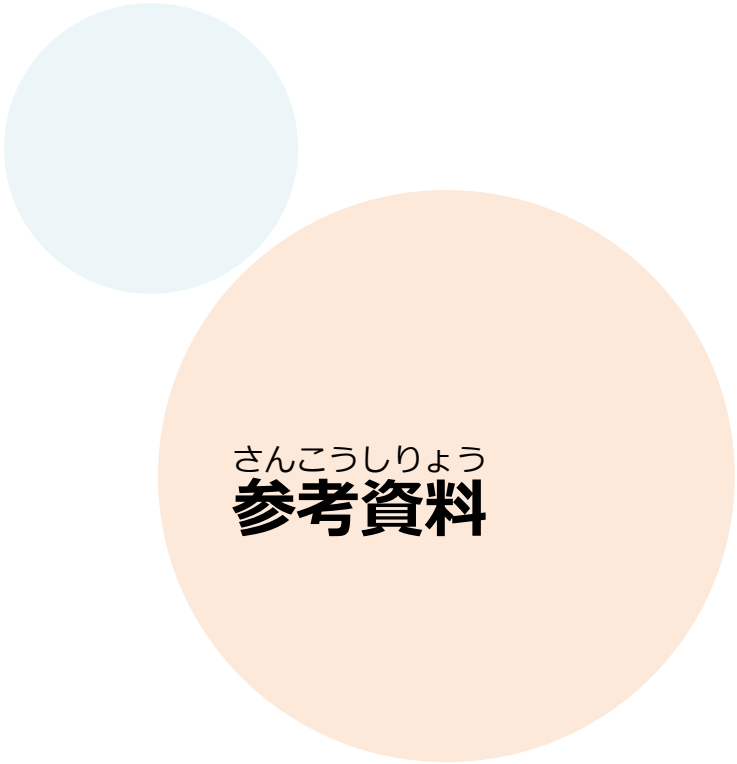
多文化共生のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、多文化共生の所管課が中心となり市内各課と連携を図ります。

(2) 市民参画による推進

外国人市民や関係団体の意見を施策に反映させるため、在住外国人、教育機関、企業、各種団体の代表者などで構成する「磐田市多文化共生社会推進協議会」を開催し、「多文化共生推進プラン」の進捗状況の確認や点検を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題などに対応した見直しを行います。

(3) 関係機関と連携および協力

市単独では解決できない問題や広域で取り組むべき施策について、国・県・近隣市町をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織などと連携・協力を図りながらプランを推進します。



さんこうしりょう
参考資料

用語解説

(再掲)

*1 出入国管理および難民認定法 (3 ページ)

日本人の出・入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律。通称「入管法」。1990(平成2)年の改正法施行により、国内の日系外国人が急増した。

*2 在留資格 (4 ページ)

外国人が日本に入国する際に、入国が許可される要件の一つとして、その外国人が日本で行うとする活動の観点から類型化して出入国管理および難民認定法に定められた資格。

*3 技能実習 (4 ページ)

外国人技能実習制度に基づく在留資格。受け入れ方式や活動内容により4区分に分けられる。(1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・3号ロ)

*4 技術・人文知識・国際業務 (4 ページ)

日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動(例:通訳、デザイナーなど)

*5 永住者 (6 ページ)

在留期間の長さ等を考慮して法務大臣が許可した者に与えられる在留資格。

*6 定住者 (6 ページ)

法務大臣が人道上その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を認めた場合の在留資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子等に認められ、日本での活動に制限がなく就労も自由。

*7 日本人の配偶者等 (6 ページ)

日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生したものにあたえられる在留資格。

*8 永住者の配偶者等 (6 ページ)

永住者等の配偶者または永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留しているもの。

*9 やさしい日本語 (ページ)

普段使われている言葉を、外国人が分かりやすいように簡単な言葉に置き換えたり、文章を細かく区切るなど配慮をした日本語のことです。

*10 日本語能力判定レベル (ページ)

日本語能力判定レベル0とは、日本語を話す・聞くことがほとんどできない程度を指す。
レベル1とは、限られた単語を理解したり、話す・書くことができる程度を指す。
レベル2とは、周囲の支援に基づいて、自分の身の回りの社会参加が日本語を用いてできる程度を指す。

だい じ た ぶ ん か き ょ う せ い す い し ん さ く て い け い か
I 第4次多文化共生推進プランの策定経過

ねんがっぴ 年月日	かいぎとう 会議等	ないよう 内容
2020.9.17 ~10.5	とうなん あ じ あ げ ん が い こ く じ ん し み ん お た ぶ ん か き ょ う せ い す い し ん 東南アジア圏外国人市民向け多文化共生推進 プラン基礎調査を実施	ベトナム(対象165人、回答58人) インドネシア(対象90人、回答30人) タイ(対象45人、回答17人)
2021.6.25	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ が い す い し ん き ょ う ぎ かい 第1回多文化共生社会推進協議会	策定スケジュールおよび課題整理(ワ ークショップ)
2021.9.16	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ が い す い し ん き ょ う ぎ かい 第2回多文化共生社会推進協議会	プラン体系図案に関する協議(ワークシ ョップ)
2021.11.19	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ が い す い し ん き ょ う ぎ かい 第3回多文化共生社会推進協議会	具体的施策の内容・方向性に関する 協議(ワークショップ)
2021.12.	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ が い す い し ん き ょ う ぎ かい 第4回多文化共生社会推進協議会	プラン案に関する協議
2021.12.	がいこくじん し み ん へ の た ぶ ん か き ょ う せ い 外国人市民への多文化共生ワークショップ (市内企業に勤める外国人市民)	がいこくじん し み ん の し て ん だ い じ 外国人市民の視点で第4次プランの 内容を検討(ワークショップ)
2022.1.13 ~2.13	あ ん い け ん ぼ し ゅ う プラン案への意見募集 (パブリックコメント)の実施	い け ん て い し ゅ つ 意見提出:
2022.1.	わか せ だ い た ぶ ん か き ょ う せ い 若い世代への多文化共生ワークショップ (神明中、南 高校)	わかもの の し て ん だ い じ 若者の視点で第4次プランの内容を 検討(ワークショップ)
2022.2.	だい かい た ぶ ん か き ょ う せ い し ゃ が い す い し ん き ょ う ぎ かい 第5回多文化共生社会推進協議会	プラン最終案の確認



だい じ た ぶ ん か き ょ う せ い す い し ん
第4次多文化共生推進プラン

ね ん ど ね ん ど
(2022年度~2026年度)

いわたしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい いんめいぼ
2 磐田市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

にんき れいわ ねん がつ にち
 任期:2021(令和3)年7月16日から 2023(令和5)年3月31日

No.	役職	氏名	かな	所属等
1	会長	池上 重弘	いけがみ しげひろ	静岡文化芸術大学
2	副会長	玉田 文江	たまだ ふみえ	自治会連合会
3	委員	藤田 允	ふじた まこと	自治会連合会
4	委員	川原 利彦	かわはら としひこ	磐田国際交流協会
5	委員	渡邊 カルロス	わたなべ かるろす	株式会社ORJ
6	委員	平野 利直	ひらの としなお	平野ビニール工業株式会社
7	委員	松下 晴彦	まつした はるひこ	株式会社松下工業
8	委員	相川 アンジェラ	あいかわ あんじえら	浜松磐田信用金庫
9	委員	青島 彰	あおしま あきら	東部小学校
10	委員	小沼 裕樹	こぬま ゆうき	神明中学校
11	委員	江間 啓之	えま けいじ	磐田南高校(定時制)
12	委員	松尾 真里	まつお まり	東部幼稚園
13	委員	高橋 ロウエナ	たかはし ろうえな	在留外国人(フィリピン)
14	委員	田中 琢問	たなか たくもん	在住外国人(ブラジル)
15	委員	薛 堅	せつ けん	在住外国人(中国)

No.	役職	氏名	かな	所属等
1	オブザーバー	勝又 千夏	かつまた ちなつ	学校教育課
2	オブザーバー	杉田 友司	すぎた ともじ	多文化交流センター
3	オブザーバー	山田 裕美	やまだ ゆみ	多文化交流センター

※順不同・敬称略

3 令和2年度市民意識調査結果

対象者：市内に在住の18歳以上の市民
 標本数：3,000人(無作為抽出)
 調査期間：2020(令和2)年7月22日～8月11日
 調査方法：郵送配布・郵送回収
 回収結果：有効回収数 1,343人、有効回収率 44.8%

(1) 地域で暮らす外国人の増加で予想されること

問：地域で暮らす外国人が増えると思うようになりますか？〈該当するものすべてに○印〉

地域で暮らす外国人の増加で予想されることは、

- ・「地域や経済の活性化につながる」
- ・「治安が悪化する」
- ・「地域活動の担い手が増える」

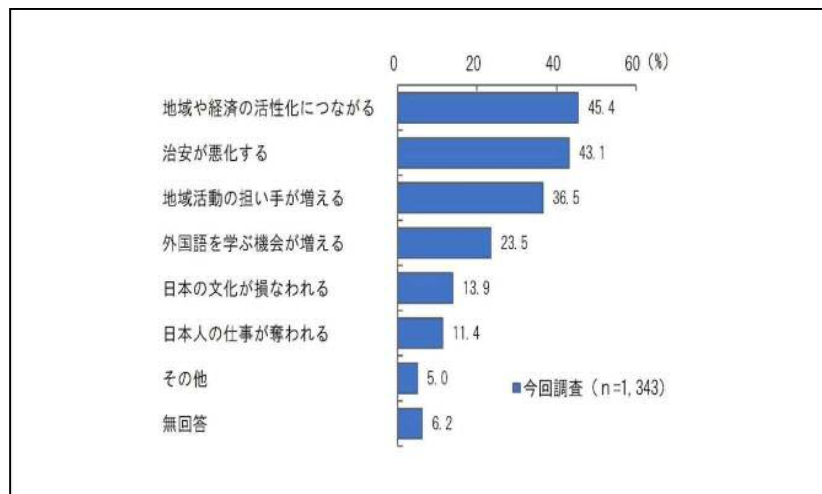
■傾向【性別】
 ・大きな差はない。

【年代別】
 ・30歳未満、60歳代以上の方々では、「地域や経済の活性化につながるが最も多く、30歳～50歳代の方は「治安が悪化する」が最も多かった。

【居住地区別】
 ・福田地区、竜洋地区では「治安が悪化する」が最も多く、それ以外の地区では「地域や経済の活性化につながる」が最も多かった。

【総括】

- 外国人に対し良いイメージと悪いイメージを持っている方はおおよそ同じ割合である。
- 外国人に対する誤解を払拭し、また地域活動を維持するうえでも外国人市民の協力が必要不可欠であることを地域に理解してもらうことで、地域が安心して外国人市民を受け入れられる環境づくりが必要である。



(2) 外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために最も必要なこと

問：外国人市民と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために最も必要なことは

何だと思えますか？〈該当するものすべてに○印〉

外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために必要なことは、

- ・「外国人に地域のルールや習慣を伝える」
- ・「お互いの文化・習慣を学ぶ」
- ・「お互いが日常的にあいさつする」

■傾向 【性別】

・大きな差はない。

■年代別

・30歳代、30歳未満は「お互いの文化・習慣を学ぶ」が最も多く、40歳以上の年代では「外国人に地域のルールや習慣を伝える」が最も多い。

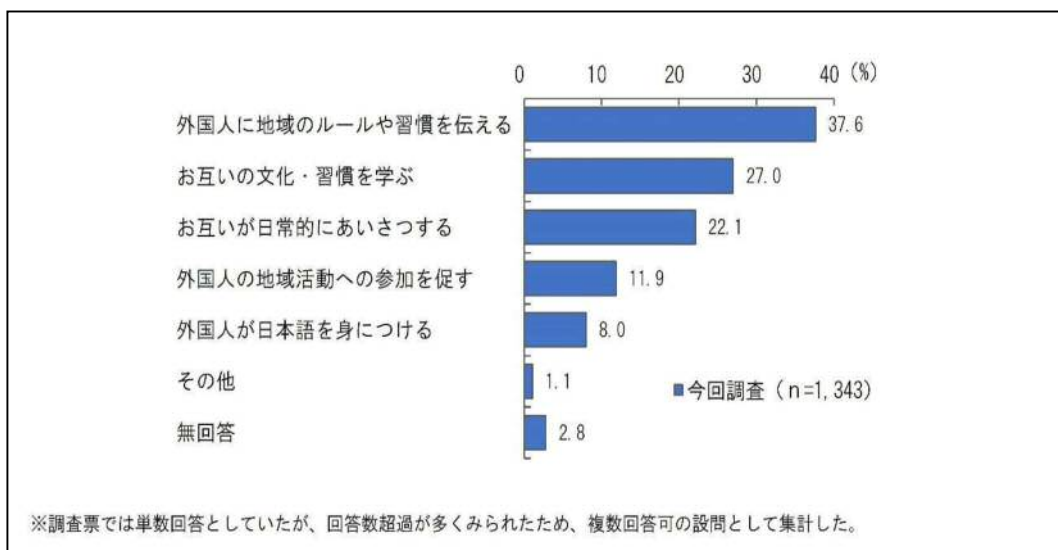
■居住地区別

・見付地区、豊岡地区は「お互いの文化・習慣を学ぶ」が最も多く、それ以外の居住地区では「外国人に地域のルールや習慣を伝える」が最も多い。

《総括》

■多文化共生において、日本人市民が自国の文化や習慣を理解してもらうだけではなく、相手の文化や習慣を理解し、受け止めることが求められる。

■年代や地区によっては、外国人に「地域のルールや習慣を伝える事」が最優先であると考えられているが、まずはお互いが平等な立場で理解し合うことを優先して考えるよう日本人市民に対し意識啓発する必要がある。



きょじゅうちいき ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんかじょうきょう
(3) 居住地域における地域活動への外国人住民の参加状況

とひ せいかつ ちいき ぼうさいくんれん くさか など ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん
 問:あなたが生活している地域では、防災訓練や草刈り等の地域活動に外国人住民は
 さんか しるし
 参加していますか?〈○印を1つ〉

がいこくじんじゅうみん ちいきかつどう さんか かいどう ひと やくわり
 外国人住民が地域活動に「参加している」と回答した人は約2割

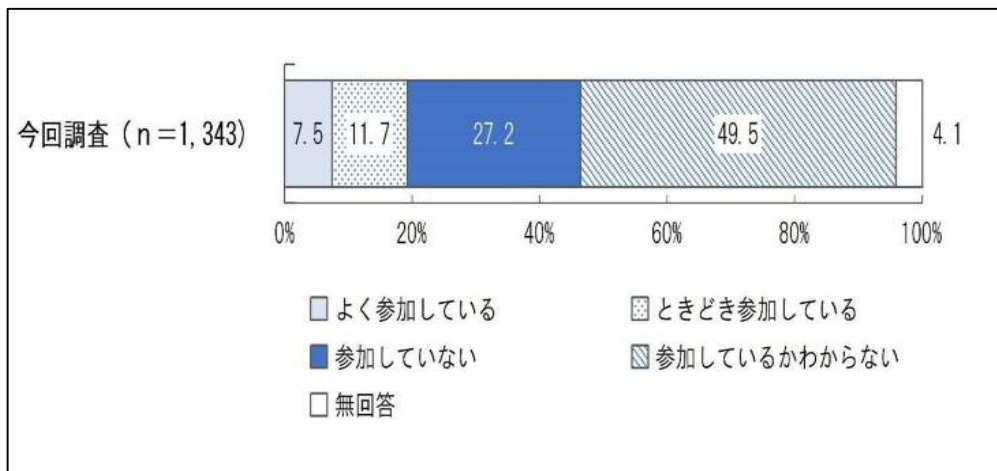
けいこう
■傾向 【居住地区別】

- さんか もっと おお きょじゅうちく りゅうようちく
 ・「参加している」が最も多い居住地区は竜洋地区(33.6%)
- さんか もっと おお ちく とよおかちく
 ・「参加していない」が最も多い地区は豊岡地区(45.0%)となっている。

そうかつ
《総括》

ちいき さ こんぼんてき がいこくじん じちかいかんじゅうりつ ひく こんかい けっか
■地域によって差はあるが、根本的に外国人の自治会加入率が低いことが今回の結果
 あらわ かん
 に現れていると感じられる。

ていじゅう えいじゅうか すす がいこくじんしみん お じちかいそしき やくわり
■定住や永住化が進んでいることから、外国人市民に向けた自治会組織の役割や
 ちいきかつどう たいせつ せっきょくてき しゅうち おこな ひつよう
 地域活動の大切さについて積極的に周知を行う必要がある。



ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんか うなが ひつよう
(4) 地域活動への外国人住民の参加を促すために必要なこと

問い ぼうさいくんれん くさか など ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんか うなが ひつよう
 問:防災訓練や草刈り等の地域活動に外国人住民の参加を促すために必要なことは

なん おも がいどう しるし
 何だと思いませんか? <該当するものすべてに○印>

がいこくじんじゅうみん さんか うなが がいこくじん じちかい かにゆう うなが もっと おお
 外国人住民の参加を促すためには、「外国人に自治会への加入を促す」が最も多い

けいこう せいべつ
■傾向 【性別】

おお さ
 ・大きな差はない。

ねんだいべつ
【年代別】

さいみまん さいだい たげんご あんない さくせい もっと おお
 ・30歳未満～50歳代までは、「多言語で案内チラシを作成する」が最も多い。

さいだい さいいじょう がいこくじん じちかい かにゆう うなが もっと おお
 ・60歳代、70歳以上では「外国人に自治会への加入を促す」が最も多い。

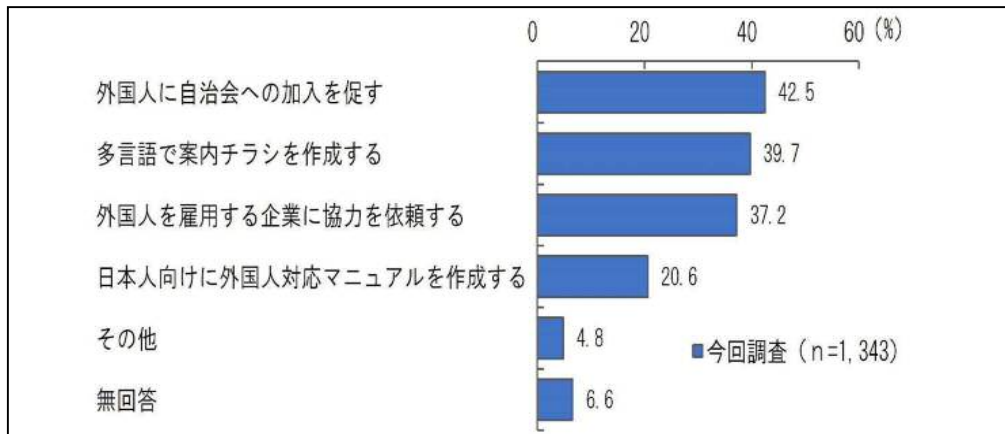
きょじゅうちくべつ
【居住地区別】

おお さ
 ・大きな差はない。

そうかつ
<<総括>>

たげんご じょうほうはっしん がいこくじんしみん じちかいそしき いみ かつどう し
■多言語による情報発信により、外国人市民に自治会組織の意味や活動について知っ
 ていただく必要がある。

じちかいがわ にほんご かつよう ひごろ がいこくじんしみん さんか
■自治会側は、「やさしい日本語」を活用して、日頃から外国人市民が参加しやすい
 環境と関係性を築く必要がある。



磐田市多文化共生社会推進協議会要綱

平成17年7月1日

告示第347号

(設置)

第1条 磐田市は、多文化共生社会の実現に向けての施策の推進を図るため、磐田市多文化共生社会推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 多文化共生に関する施策の調査、計画及び推進に関すること。
- (2) 多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他多文化共生の推進に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 企業の代表者
- (3) 教育機関の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 在住外国人の代表者
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、その職に基づいて委嘱し、又は任命された職員の任期は、当該職にある期間とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう きょうぎかい しよむ じちしみんぶ しより
第6条 協議会の庶務は、自治市民部において処理する。

ほか
(その他)

だい じょう こくじ さだ きょうぎかい うんえい かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

こくじ こうふ ひ しこう
1 この告示は公布の日から施行する。

にんき とくれい
(任期の特例)

ようこう しこう ひ い ごさいしよ いしよくまた にんめい いいん にんき だい じょうだい こう きてい
2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にか
かわらず、平成19年3月31日までとする。

こくじしこう ごさいしよ おこな きょうぎかい しょうしゅう
(告示施行後最初に行われる協議会の招集)

こくじしこう ごさいしよ おこな きょうぎかい かいぎ だい じょうだい こう きてい しちょう
3 この告示施行後最初に行われる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が
しょうしゅう
招集する。

だい じ いわたしたぶんかきょうせいすいしん
第4次磐田市多文化共生推進プラン

(令和4年3月発行)

いわたしじちしみんぶちいき おうえんか
磐田市自治市民部地域づくり応援課

〒438-8650 しずおかけんいわたしこうのだい 静岡県磐田市国府台3-1

TEL: 0538-37-4811 FAX:0538-32-2353

E-mail: chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp